



# 鳥取県公報

平成17年7月19日(火)  
号外第111号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則 (79) (住宅政策課) ..... 1
	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則 (80) (〃) ..... 5

——公布された規則のあらまし——

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うとともに、申請者の負担軽減の観点から事務の見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 申請様式に申請者の自署がある場合に、押印を省略することができることとする。
- (2) 認定書及び証明書の様式を廃止する。
- (3) 租税特別措置法の条項を引用する規定の整理を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うとともに、申請者の負担軽減の観点から事務の見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 申請様式に申請者の自署がある場合に、押印を省略することができることとする。
- (2) 認定書の様式を廃止する。
- (3) 租税特別措置法の条項を引用する規定の整理を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

## 規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第79号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第4条 知事は、認定をしたときは、認定書を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第6条 認定を受けた者は、当該宅地の造成区域（工区に分けた場合は、当該工区）の全部について宅地の造成が完了した場合において、その造成が認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定の内容に適合して行われたものと認めるときは、証明書を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(造成工事の廃止)</p> <p>第7条 認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成工事廃止届出書（様式第3号）に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第4条 知事は、認定をしたときは、認定書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第6条 認定を受けた者は、当該宅地の造成区域（工区に分けた場合は、当該工区）の全部について宅地の造成が完了した場合において、その造成が認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定の内容に適合して行われたものと認めるときは、証明書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(造成工事の廃止)</p> <p>第7条 認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成工事廃止届出書（様式第5号）に</p>

より、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定に基づく地位の承継)

第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第14号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第4号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第9条 略

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合すると認めるときは、証明書を当該申請者に交付するものとする。

様式第1号(第2条、第9条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。 年 月 日 職 氏 名 様 郵便番号 申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 略			証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
---	--	--	-------------------------

備考 1及び2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項

より、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定に基づく地位の承継)

第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第13号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第6号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第9条 略

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合すると認めるときは、証明書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

様式第1号(第2条、第9条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。 年 月 日 職 氏 名 様 郵便番号 申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 略			証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
---	--	--	-------------------------

備考 1及び2 略

様式第2号(第4条関係)

認 定 書

第 号  
年 月 日  
職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

認定番号	年 月 日 第 号
宅地造成区域に含まれる地域の名称	
宅地造成区域を含む都市計画区域の名称	
宅地造成区域の面積	m <sup>2</sup>
宅地の用途	
認定を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

様式第3号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項

第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日
職 氏 名 様
郵便番号
申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号 (第7条関係)

宅地造成工事廃止届出書

年 月 日
職 氏 名 様
郵便番号
届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成に関する工事を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号 (第8条関係)

地位承継届出書

年 月 日
職 氏 名 様
郵便番号
届出者 (承継人) 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成について、下記のとおり認定に基づく地位を承継したので、届け出ます。

記

略

第13号八、第62条の3第4項第13号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日
職 氏 名 様
郵便番号
申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第4号 (第6条関係)

証 明 書

第 号
年 月 日
職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、年 月 日付第 号をもって認定した内容に適合していることを証する。

記

Table with 2 columns: 証明番号, 年月日第号. Rows include: 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称, 宅地造成区域の面積 (m²), 証明を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第5号 (第7条関係)

宅地造成工事廃止届出書

年 月 日
職 氏 名 様
届出者 住所
郵便番号
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成に関する工事を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

略

様式第6号 (第8条関係)

地位承継届出書

年 月 日
職 氏 名 様
届出者 (承継人) 住所
郵便番号
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成について、下記のとおり認定に基づく地位を承継したので、届け出ます。

記

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号 (第9条関係)

証 明 書

第 号

年 月 日

職 氏 名

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ  
第31条の2第2項第13号ハ  
第62条の3第4項第13号ハ  
第63条第3項第5号イ

に

規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

証明番号	年 月 日 第 号
宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称	
証明を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第80号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第14</u>

号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちょくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

(認定の申請の手続の特例)

第3条 第2条第1項ただし書の規定により同項の申請書を知事に提出して長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定を受けた者で、新築の工事の完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書（別記様式）に、長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 略

(認定書の交付)

第5条 知事は、認定をしたときは、認定書を当該申請者に交付するものとする。

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

<p>租税特別措置法  <span style="font-size: small;">（第28条の4第3項第6号  第31条の2第2項第15号二  第62条の3第4項第15号二  第63条第3項第6号）</span>の規定</p> <p>に基づき、優良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>	<p>証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)</p>
略	

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合

号二、第62条の3第4項第14号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第14号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちょくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

(認定の申請の手続の特例)

第3条 第2条第1項ただし書の規定により同項の申請書を知事に提出して長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定を受けた者で、新築の工事の完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書（様式第1号）に、長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 略

(認定書の交付)

第5条 知事は、認定をしたときは、認定書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

様式第1号（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

<p>租税特別措置法  <span style="font-size: small;">（第28条の4第3項第6号  第31条の2第2項第15号二  第62条の3第4項第15号二  第63条第3項第6号）</span>の規定</p> <p>に基づき、優良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>	<p>証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)</p>
略	

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合

計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7 略

8 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別紙1及び別紙2 略

計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7 略

別紙1及び別紙2 略

様式第2号 (第5条関係)

認 定 書

第 号

年 月 日

職 氏 名

下記の宅地の新築は、租税特別措置法 

第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第14号二
第62条の3第4項第14号二
第63条第3項第6号

 に

規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることを認定する。

記

認定番号	年 月 日 第 号
新築住宅の所在地及び名称	
住宅の敷地の地番	
住宅の床面積	m <sup>2</sup>
認定を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	

- 備考 1 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分されたものの一部である場合には、一棟の家屋全体の面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。
- 2 租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づき一団の住宅として認定した場合には、当該一団の住宅の床面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

